⑵　製造事業者等は、目標年度（平成23年４月１日に始まり平成24年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子計算機（サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）に限る。）のエネルギー消費効率（３⑵に定める方法により測定した数値をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。ただし、上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

区分				基準エネルギー消費効率
ＣＰＵの種別	Ｉ／Ｏスロット数	ＣＰＵソケット数	区分名	
専用ＣＩＳＣ	32未満		A	1,950
	32以上		B	2,620
ＲＩＳＣ	８未満		C	13
	８以上40未満		D	31
	40以上		E	140
ＩＡ64	10未満		F	6.2
	10以上		G	22
ＩＡ32	０		H	1.3
	１以上７未満	２未満	I	1.2
		２以上４未満	J	1.9
		４以上	K	6.7
	７以上		L	7.4

備考１　「専用ＣＩＳＣ」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。

２　「ＲＩＳＣ」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵ以外のＣＰＵをいう。

３　「ＩＡ64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、専用ＣＩＳＣ以外のものであって、64ビットアーキテクチャのものをいう。

４　「ＩＡ32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、専用ＣＩＳＣ以外のものであって、32ビットアーキテクチャのものをいう。

⑶　製造事業者等は、目標年度（平成23年４月１日に始まり平成24年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子計算機（クライアント型電子計算機（サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。）に限る。）のエネルギー消費効率（３⑵に定める方法により測定した数値をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。ただし、上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

区分					基準エネルギー消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型ＧＰＵ	画面サイズ	区分名	
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が２以上のもの	16ギガバイト以上			M	2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満			N	0.34
	４ギガバイト以下		17型以上	P	0.31
		搭載	17型未満	Q	0.21
		非搭載	12型以上17型未満	R	0.15
			12型未満	S	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち電源装置にＡＣアダプターを用いるもの				T	0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち区分名がＴ以外のもの	16ギガバイト以上			U	2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満	搭載		V	0.51
		非搭載		W	0.64
	４ギガバイト以下			X	0.53
メモリチャネル数が２未満のもの				Y	0.51

備考１　「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

２　「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

３　「独立型ＧＰＵ」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

４　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第２位以下を四捨五入した数値をいう。

２　表示事項等

２－１　表示事項

電子計算機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　区分名

ハ　エネルギー消費効率

ニ　製造事業者等の氏名又は名称

ホ　エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）で定める測定方法により測定した消費電力を省エネルギー法で定める複合理論性能（単位の記載も含む。）で除したものである旨